

保護者のみなさまへ

東京都立八王子桑志高等学校長

学校保健安全法施行規則により、インフルエンザには「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」と、出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません）。

インフルエンザの可能性があつて登校を見合わせる場合には、授業開始時間前に学校へご連絡ください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

学校保健安全法施行規則で定められた出席停止の期間の経過および医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなった生徒を再登校させる際には、下記の「インフルエンザによる出席停止届」を担当へご提出ください。

- * 医療機関または調剤薬局より発行された「処方箋または調剤明細書」のコピーを添付してください（お子さまのお名前と処方された薬品名が記載されていることをご確認ください）。
- * 疾病の状況により、医師の証明書を提出していただく場合があります。

なお、病状により、医師において感染のおそれがないと認められ、学校保健安全法施行規則で定められた出席停止期間より前に、再登校させる際には、医師による「登校許可証明」をご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

インフルエンザによる出席停止届

東京都立八王子桑志高等学校長 殿

_____年_____組 氏名_____

下記の疾患について、____月____日（ ）に医師の診断を受けました。

このため、____月____日（ ）から____月____日（ ）まで登校を見合わせていましたが、出席停止の期間を経過しました。また、感染のおそれなくなると、医師から指示がありました。登校させますので、ご連絡します。

診断名：_____

受診した医療機関名：_____

電話番号：_____

平成____年____月____日

保護者名_____印